

## 令和 8 年度委託訓練 デジタル分野訓練について

佐賀県産業人材課

### 1 訓練目的

ソフトウェア開発や WEB プログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、WEB デザイン等といったデジタル分野における人材の質的・量的な確保を図ることを目的とする。

### 2 対象となる訓練科（予定）

訓練科	開始月	訓練定員
【IT 枠】 デジタル技術活用科（佐賀）	8 月	20 名

### 3 訓練内容について

#### (1) デジタル技術活用科

次のいずれかの資格の取得を目指すコースとする。複数取得可。

##### ① IT関係の資格

別添「D1【デジタル技術活用科】ISVMap\_ITSS\_Ver12.2」を参照。

※一覧表が必要な場合、担当課へ要連絡

##### ② WEBデザイン関係の資格

別添「D2【デジタル技術活用科】WEBデザイン関係の資格」を参照。

### 4 デジタル訓練促進費について

#### (1) デジタル技術活用科

デジタル訓練促進費の単価は、訓練生 1 人 1 月当たり 10,000 円（外税）とする。ただし、デジタル訓練促進費は、下記①及び②に定める要件を満たす訓練コースを対象とする。

##### ① 資格取得率

【IT関係の資格】資格取得率が 35%以上

【WEBデザイン関係の資格】資格取得率が 50%以上

※算出方法

新規資格取得者 / 訓練修了者 + 就職のために中退した新規資格取得者 × 100

##### ② デジタル訓練促進費就職率 70%以上

※就職支援経費就職率の算定方法と同様

デジタル訓練促進費の支払額は、以下の計算式による。

受講者数 × デジタル訓練促進費 × 対象月数

### 5 デジタル訓練促進費に関する留意事項

(1) 「新規資格取得者」とは、訓練修了者又は就職のために中退した者であって、

訓練コースの目標に設定された資格について、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3箇月以内（就職のために中退した者については中退日まで）に取得した者とする。ただし、訓練受講者が複数の資格を取得しても、新規資格取得者としては1人として数える。また、就職のために中退した新規資格取得者は、対象就職者であることを要しないが、雇用期間が1箇月未満の雇用契約による就職者は除く。なお、訓練コースの目標に設定された資格の全てを既に取得している者が、当該訓練コースを受講した場合は、資格取得率の算定から除外することとする。「資格取得状況報告書」を提出すること。

- (2) 訓練受講者が中途退校した場合の委託費の額は、訓練が行われた日による日割計算で得た額とする。
- (3) デジタル訓練促進費は資格取得率及びデジタル訓練促進費就職率の確定後に支払う。前払いは行わない。